

# 嵐山の安全・快適な交通環境を目指して

## 嵐山地区秋の臨時交通規制等のお知らせ

嵐山地区では、地元自治連合会や商店街の皆様、学識者、京都府警、交通事業者及び行政機関などで構成する「嵐山交通対策研究会」において、秋の観光シーズンの交通対策について検討を重ねた結果、地元及び関係者の合意の下、昨年度に引き続き、以下のような秋の臨時交通規制を実施します。

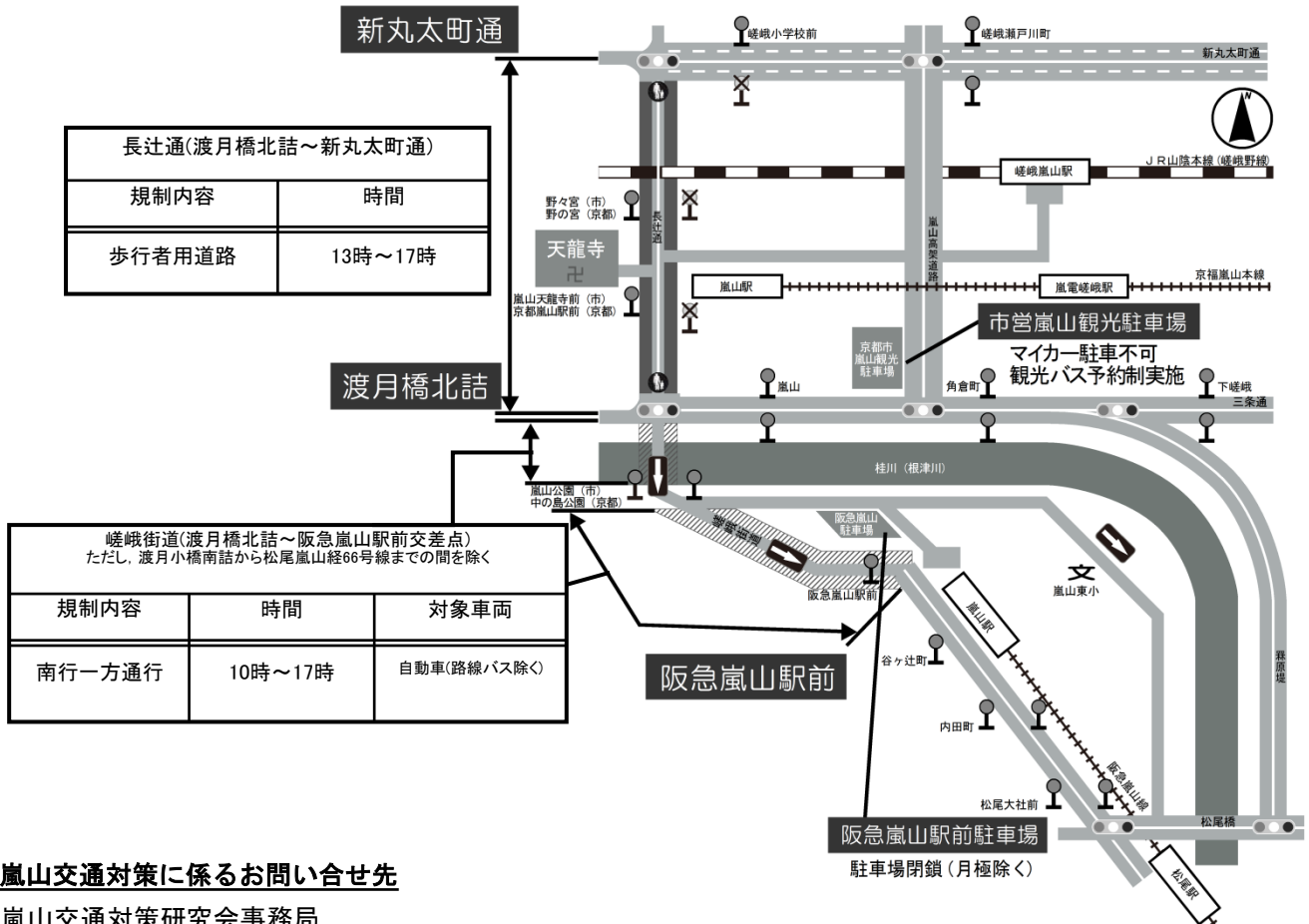
交通対策の期間中、ご迷惑をお掛けしますが、皆様のご理解とご協力をよろしくお願いします。

### ◆ 交通規制の内容 ◆

**実施日: 11月19日(土), 20日(日), 23日(水・祝), 26日(土), 27日(日)**

#### 主な規制内容

- 長辻通(渡月橋北詰～新丸太町通)歩行者用道路規制 13時～17時
- 嵯峨街道(渡月橋北詰～阪急嵐山駅前交差点)南行一方通行規制 10時～17時
- ※ 長辻通では、実施日の13時～17時以外、通常どおりの交通規制及び路線バスの運行が実施されます。  
また、歩行者用道路規制については、交通状況等に応じて、規制時間が変更となる場合があります。
- ※ 渡月橋では、交通状況等に応じて、車両の通行止めが実施される場合があります。



#### 嵐山交通対策に係るお問い合わせ先

嵐山交通対策研究会事務局

・ 京都市都市計画局歩くまち京都推進室 ☎ (075) 222-3483